

【表A】収入が減少する場合の減免割合

税目	減免割合
市県民税(個人)	個人の市県民税額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額が、平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表B】の区分で減免します。
国民健康保険税	保険税額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額が、世帯に属するすべての被保険者につき算定した平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表B】の区分で減免します。 ※事業所を解雇され、雇用保険受給資格者証の交付を受けている人は、16ページの軽減措置の対象となる場合があります。
後期高齢者医療保険料	保険料額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額が、世帯に属するすべての被保険者につき算定した平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表B】の区分で減免します。
介護保険料	保険料額に、主たる生計維持者の被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表C】の区分で減免します。

(例)国民健康保険税の場合の計算式

$$\text{減免額} = \text{保険税額} \times \frac{\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業などの平成22年中の所得}}{\text{主たる生計維持者および被保険者全員の平成22年中の所得の合計}} \times \text{【表B】の区分による割合}$$

【表B】市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の区分

平成22年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

【表C】介護保険料の区分

平成22年中の合計所得金額	減免割合
200万円以下	10分の10
200万円を超える	10分の8

※市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、【表1】の⑥の条件を満たし、主たる生計維持者が事業などの廃止や失業した場合には、平成22年中の合計所得金額にかかわらず、対象税(保険料)額に対する減免割合は10分の10となる場合があります。

【表2】法人市民税

減免事由	減免割合
事務所または事業所が固定資産税の【課税免除区域】内に所在している場合	平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に申告納付すべき法人市民税の均等割10分の10
大震災により事務所または事業所の損害の程度が半壊以上の場合	10分の10

※複数の事務所または事業所を有する法人にあっては、主たる事務所または事業所が対象となります。

【課税免除区域】

盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、三陸町綾里、三陸町越喜来・三陸町吉浜の一部

※課税免除区域を示した地図は、市役所本庁税務課の窓口にて備え付けてあります。

【表3】固定資産税

減免事由	減免割合	添付書類
大震災による津波で損害を受けたとして、市長が指定した区域【課税免除区域】内の土地や家屋	全額免除	※手続きは不要です。
大震災により所有する土地に損害を受けた場合 ※土地の損害とは、浸水や土砂の流入、そのほかの事由で現況地目が変わるなど、これまでどおりの使用ができないと認められる程度の損害のことです。	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上の場合 10分の10 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上、10分の8未満の場合 10分の8 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上、10分の6未満の場合 10分の6 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上、10分の4未満の場合 10分の4	※添付書類は不要です。
大震災により所有する家屋に損害を受けた場合	全壊の場合 10分の10 大規模半壊の場合 10分の6 半壊の場合 10分の4	※大船渡市に対し、り災証明の申請をした人は手続き不要です。
大震災により所有する償却資産に損害を受けた場合	全壊の場合 10分の10 大規模半壊の場合 10分の6 半壊の場合 10分の4	※課税対象となる償却資産をお持ちの人には、納税通知書に損害状況の照会文書を同封します。減免の詳細についてはそちらをご覧ください。

(15) 広報大船渡 23.8.5(No.964)

■平成23年度分市民税所得額・課税額証明書(平成22年所得)は、**8月9日(火)から発行します。**

東日本大震災に係る

市県民税などの減免のお知らせ

市では、東日本大震災で被災された人に対する市県民税などの減免について、次のとおり決定しました。

- ▽減免の対象となる税目
 - 平成23年3月11日以後に納期の末日が到来する平成22年度・平成23年度分の市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
- ▽減免の対象
 - 【表1】〜【表3】のとおり
- 減免手続き
 - ▽受付場所
 - 市役所本庁税務課
 - ▽受付期間
 - ・固定資産税Ⅱ8月17日(水)〜8月24日(水)
 - ・市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料Ⅱ9月1日(木)〜9月22日(木)
 - ・法人市民税Ⅱ随時(現在、申告・納付期限を延長してありますが、延長期限は未定です)
- ▽提出書類
 - ・減免申請書
 - ・被災したことを証明する書類(各税目の表の添付書類をご覧ください)
- ※申請書は市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページ(<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>)からダウンロードできます。
- ▽持参するものⅡ印鑑、平成23年度納税(納入)通知書
- ※市であらかじめ減免事由を把握できる税は、その分の税額を減額した納税(納入)通知書を送付します。この場合、減免手続きは不要です。
- ※各税目の減免の対象や割合などは、表のとおりです。

【表1】市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

減免事由	減免割合	添付書類
①主たる生計維持者が死亡した場合	10分の10	不要(住所変更などで市が事実確認できない場合のみ、死亡診断書など)
②主たる生計維持者の行方が不明となった場合 ※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、主たる生計維持者以外の被保険者を含む	10分の10(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に係る主たる生計維持者以外の被保険者の場合は、当該被保険者分のみ免除)	不要(住所変更などで市が事実確認できない場合のみ、警察などに行方不明者に係る届け出をしていることが確認できる書類など)
③主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 ※後期高齢者医療保険料については、主たる生計維持者以外の被保険者を含む	10分の10	り災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
④納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった場合【市県民税(個人)のみ対象】	10分の10	※手続きは不要です。
⑤主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた場合 ※介護保険料については、第1号被保険者(65歳以上の人)が居住する住宅も含む	全壊・長期避難世帯の場合 10分の10 大規模半壊・半壊の場合 10分の5	不要(住所変更などで市が事実確認できない場合のみ、り災証明書)
⑥主たる生計維持者の事業収入など(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する場合 ※介護保険料については、(ア)・(ウ)に該当する場合 (ア)平成23年における事業収入などの、いずれかの減少見込額(保険金、損害賠償などにより補てんされるべき金額を控除して得た額)が、平成22年中における当該事業収入などの10分の3以上であること (イ)平成22年の合計所得金額が1,000万円以下であること (ウ)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること	減免割合は各税(保険料)により異なります。 ※次ページの【表A】のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少確認書(用紙は市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けてあります) ・給与明細など、今年の収入を見込めるもの ※収入の状況を聞き取りますので、内容の分かる人が申請してください。
⑦原発事故に伴い、避難指示、計画的避難区域、緊急時避難準備区域および特定避難勧奨地点に関する指示などの対象となっている場合	10分の10	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示などの対象地域に住所を有していたことが確認できる書類 ・特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明

※市県民税(個人)は、「主たる生計維持者」を「納税義務者」と読み替えてください。

■納税(納入)通知書は、税目ごとに8月上旬から順次発送します。

(14)